

高瀬会第2訪問介護ステーション 利用料金のご案内

令和6年6月1日

第1号訪問事業 訪問型サービス費(要支援1～2)

1. 基本料金(介護給付費の1割又は2割負担又は3割負担)

区 分	1割負担	2割負担	3割負担
訪問型サービス費(Ⅰ) 1月につき:週1回程度	1,176円 / 月	2,352円 / 月	3,528円 / 月
訪問型サービス費(Ⅱ) 1月につき:週2回程度	2,349円 / 月	4,698円 / 月	7,047円 / 月
訪問型サービス費(Ⅲ) 1月につき:週2回以上	3,727円 / 月	7,454円 / 月	11,181円 / 月

* 訪問型サービス費(Ⅲ) 1月につき:週2回以上は 要支援1 の方はご利用できません。

基本料金+介護職員等処遇改善加算[Ⅱ]	22.4%	= お支払金額	1割負担	2割負担	3割負担
1,176円 +	263円	=	1,439円	2,878円	4,317円
2,349円 +	526円	=	2,875円	5,750円	8,625円
3,727円 +	834円	=	4,561円	9,122円	13,683円

2. 加算種別

加算種別	1割	2割	3割	算 定 要 件
初回加算	200円 / 月	400円 / 月	600円 / 月	新規に第1号訪問事業介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の訪問介護を行った場合又は訪問を開始した月中に訪問介護員にサービス提供責任者が同行した場合および2月間以上利用がなく、訪問を再開した場合
介護職員等 処遇改善加算 〔Ⅱ〕	22.4% / 月	22.4% / 月	22.4% / 月	介護職員の処遇改善のため賃金の改善を目的として1月の利用料にたいして、事業者が申請した所定の割合で乗じた額を加算。

※ 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度

対象負担額の1/4(25%)が軽減となります (但し、世帯の収入や預貯金等資産を証明する資料を提出する必要あり)

※ 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割となります (平成30年8月施行)

3. 別途利用料金

那智勝浦町・太地町以外にお住まいの方

交通費

(ア) 通常の事業の実施地域を越えた地点から10km未満の場合 1,000円

(イ) 通常の事業の実施地域を越えた地点から10km以上の場合、3kmごとに300円追加となります

649-5336

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町湯川61番地

電話 0735-52-1121

FAX 0735-52-1122